

平成 27 年度第 1 回岩倉市総合教育会議議事録

1 日時 平成 27 年 8 月 27 日（木）午前 11 時～正午

2 場所 市役所 7 階 第 3 委員会室

3 出席者

（構成員）

岩倉市長	片岡 恵一
岩倉市教育委員会	
教育長	長屋 勝彦
教育長職務代理者	井上 隆義
教育委員	熊沢 辰巳
教育委員	江口 雅啓
教育委員	丹羽 礼子
教育委員	松本 恵

（構成員以外の出席者）

副市長	久保田 桂朗
総務部長	奥村 邦夫
教育こども未来部長	山田 日出雄
学校教育課長	石川 文子
学校教育課管理指導主事	有尾 幸市
学校教育課主査	今枝 かづき
生涯学習課長	片岡 和浩
秘書企画課長	長谷川 忍
秘書企画課主査	加藤 淳
秘書企画課主任	小出 健二
秘書企画課主事	渡邊 拓己

（傍聴者）

0 名

4 会議内容

午前 11 時 開会

(開会)

○秘書企画課長

皆様、おはようございます。

この会議は公開とさせていただいておりますが、ホームページでもご案内させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それでは定刻になりましたので、第 1 回岩倉市総合教育会議を始めさせていただきます。私は秘書企画課の長谷川でございます。

はじめに、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いします。本日の会議次第、そして、資料番号が振ってありますが、資料 1 としまして「岩倉市総合教育会議構成員名簿」、資料 2 としまして「岩倉市総合教育会議運営要綱（案）」、資料 3 としまして「岩倉市総合教育会議について」、資料 4 としまして「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」、そして、参考資料としまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋」でございます。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、片岡恵一岩倉市長からごあいさつ申し上げます。

(市長あいさつ)

○市長

皆さんおはようございます。お忙しい中を第 1 回岩倉市総合教育会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃は岩倉市政にご協力を賜りまして、本当にありがとうございます。

近年、全国におきまして教育分野では、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、さらにはいじめや不登校の問題など多くの面で課題が指摘されています。そのような中、国では地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり、本市におきましても市長と教育委員会が連携して教育行政の推進を図ることを目的として、この総合教育会議を新しく設置することといたしました。

この会議では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、その策定に当たっては、市長と教育委員会が協議・調整を行うとされています。また、教育を行うための諸条件の整備や地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策の協議等についても行うとされています。

本日が第1回目の会議ということになります。公の場で意見を述べ合うことは、より市政が開かれたものになるとともに、これまで以上に連携して効果的に教育行政を推進していく貴重な機会と捉えまして、有効に活用してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(教育長あいさつ)

○秘書企画課長

続きまして、長屋勝彦岩倉市教育長から、ごあいさつ申し上げます

○教育長

おはようございます。先ほど教育委員会が終わったばかりですが、少し説明させていただきます。今回の岩倉市の総合教育会議につきましては、ただ今市長からお話があったとおりですけれども、元々のところでいきますと、地方教育行政の組織及び委員に関する法律の改正がありました。その改正は今年の4月より施行されるという形で進んでおりますけれども、その中で大きなポイントが4つありました。

1つ目は今までの教育委員長と教育長を一体化し、新教育長を設定するという事です。2つ目は、教育長の機能についてチェックを強化するという事と、会議を透明化するということです。3つ目が今日ちょうど開催されています、総合教育会議を設置し、進めていくということ。4つ目が、市長部局で教育に関する大綱を策定していくということであり、この4つが改正の大きなポイントであります。それを受けまして、私の教育長としての任期もまだありましたが、市長とも相談しながら、せっかく制度が変わるなら新しい制度にしたほうがいだろうということで、3月に一度退職をし、議会の承認を得ながら4月1日から新しい制度の下で、新教育長ということでスタートしました。その次に出てくるのは総合教育会議になります。今まではどちらかというと、市教委で進めてきた教育行政について、市長部局、市長さんの考えもしっかり聞きながら、より良い教育行政を執行していきたいという趣旨になるかと思えます。考え方、方向性を共有していきながら、教育行政をしていくということです。そのような形でこれから総合教育会議を進めていけたらいいと思えます。

また、一つ課題になるのは、この後の大綱の問題になります。教育大綱はどこの市町村におきましても初めてのことで、手探りの状態であるかと思えます。総合教育会議を進めながら、より良いものを求めていくとして、1～2年の所で大綱を定めていく、策定していくことができればいいと思えます。どちらにしましても、岩倉市の子どもたちのために、より良い方向になるようになるように進めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(構成員自己紹介)

○秘書企画課長

それでは、この会議では初めてということでございますので、構成員さんの自己紹介をよろしくお願いいたします。資料1の名簿順で、井上隆義教育委員から順番にお願いいたします。

○井上教育委員

井上隆義です。教育委員の中では一番古くなってしまいましたが、現在、教育長職務代理をさせてもらっています。教育委員をさせてもらう前は、あまり教育の現場に接する機会はなかったのですが、何年か色々勉強させてもらいながら、フリーな立場で自由に意見を述べさせてもらっています。こういう総合教育会議でもあまり難しく考えないで、好きなことを言わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○熊沢教育委員

教育委員の熊沢辰巳です。よろしくお願いいたします。私も教育委員会は全く分からないまま、教育委員をさせてもらい、色々勉強させてもらいました。大学は2年前にリタイアしましたが、教育関係の資料を持っておりましたので、今回本当にありがたいことだと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○江口教育委員

教育委員の江口雅啓です。私は団地の横で父の代から今年の1月まで歯科をやらせていただいております。今年2月から小牧の藤島に移転をしましたが、小牧でやらせていただいているといえど、岩倉との境界のような場所で、今でも岩倉で医院をやっていると思っていますし、私事ではありますが、消防団と教育委員会にご縁があってお声をかけていただけました。私は委員としては初め、14歳未満の子どもを持つ親の意見が聞きたいということでお声をかけていただきました。今も教育というのは専門外のことで、よろしくお願いいたします。

○丹羽教育委員

丹羽礼子です。教育委員は3年目です。教員をちょっと早く辞めまして十何年目にし、またこういう仕事をいただきました。教育委員となるまでは十何年地域で子どもの社会とちょっと離れた分野で活動しておりました。そうは言っても相談員もやっておりましたので、教育関係からは離れてもいみせんでしたが、久しぶりに学校の中に入り、とても新鮮なものを感じました。もう一度学校の教育、子どもたちについて考えており

ますので、よろしく申し上げます。

○松本教育委員

教育委員の松本恵と申します。私も昔、教員をやっておりました。縁があって皆様と一緒に岩倉の子どもたちの教育のために関わるお仕事ができることをとても誇りに思っております。岩倉南小学校でも、絵本の読み聞かせを12年近くやらせていただいております。本当に岩倉の子どもたちが素直で、元気で、いい子たちだなというのを日々感じております。少しでも力になればと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○秘書企画課長

ありがとうございました。

ここで少しお時間をいただき、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

(協議事項)

(1) 岩倉市総合教育会議について

○秘書企画課長

初めに(1)の岩倉市総合教育会議運営要綱(案)についてお諮りしたいと思います。岩倉市総合教育会議は、ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、設置されるものです。また、本会議の運営に関しては、同条第9項で会議にて定めることが規定されていますので、よろしく願いいたします。資料2と参考資料を用いながら事務局から説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○秘書企画課主査

秘書企画課の加藤です。私からは資料2と参考資料を用いまして説明させていただきます。資料2につきましては、岩倉市総合教育会議運営要綱(案)で、参考資料は平成27年4月1日に改正施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋でございますので、よろしく願いいたします。

参考資料をご覧ください。総合教育会議の設置については法律の第1条の4に規定されています。また、後ほど詳しく説明いたしますが、所掌事項につきましては、同条第1項の第1号及び第2号に定められています。第2項につきましては、総合教育会議の構

成員ということで、地方公共団体の長と教育委員会でございますので、市長と教育委員さんで構成しています。第3項につきましては、総合教育会議は地方公共団体の長が招集するというごさいますので、招集の通知を皆様方にさせていただきます。第4項につきましては、教育委員会が協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができますとされています。第5項につきましては、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができますとされており、第6項では本会議は公開させていただきますが、会議の公開について規定されています。第7項では、議事録の作成及び公表について規定があり、第8項では、会議で調整が行われた事項について、その調整結果について尊重しなければならないという規定がされています。最後に第9項にて法律で定められた事項以外で、この会議で定める旨、規定されています。そして、資料2の岩倉市総合教育会議運営要綱（案）にて、法律に定められている事項以外を規定していくこととしています。

資料2をご覧ください。この要綱（案）は第1条にて法第1条の4第9項の規定に基づき、会議の運営に関して必要な事項を定めるものとします。第2条第1項では、法第1条の4第3項の規定により会議を招集する場合は、開催日時、開催場所及び協議事項と調整事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとします。第2項では、会議の議長は市長をもって充てるということで、この要綱（案）を承認していただいた後、市長が議長を務めさせていただきます。第3項では、会議は年1回以上開催するものとします。第4項では、緊急の場合は、市長と教育長で会議を開催することができるものとします。次に第3条では、会議の庶務につきましては、秘書企画課で処理します。ただし、会議の運営及び本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事務を教育委員会に補助させることができますとします。

以上、この要綱（案）につきまして、協議事項ということでお諮りしたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

○秘書企画課長

ただいま説明をさせていただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

○井上教育委員

要綱（案）の施行日はいつになるのでしょうか。

○秘書企画課主査

本日とさせていただきます。

○秘書企画課長

では、要綱(案)に了承いただけるということでよろしいでしょうか。

○構成員

—反対なし—

○秘書企画課長

ありがとうございました。では要綱の(案)をとらせていただきまして、合意とさせていただきます。それでは以後の進行につきましては、要綱第2条第2項の規定に基づき、市長が行いますので、よろしくをお願いします。

(報告事項)

(1) 岩倉市総合教育会議について

○市長

では、次第に沿って進行します。報告事項(1)「岩倉市総合教育会議について」を事務局から、説明をお願いします。

○秘書企画課主査

資料3をご覧ください。この総合教育会議の内容について、簡単に作成いたしました。目次をご覧ください。1の目的、2の協議・調整事項、3の協議・調整結果の尊重義務、4の会議の公開と議事録の作成及び公表、5の総合教育会議スケジュールの5項目について、ご説明させていただきます。

1の目的については、総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成や執行、条例の提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会がこの会議にて十分な意思疎通を図っていただき、この岩倉市の地域教育の課題やあるべき姿を共有していただき、よりいっそう民意に反映した教育行政の推進を図ることを会議の設置目的としています。

下段の(1)会議の位置付けと構成員では、7項目記載しました。1つ目に地方自治法第202条の3第1項の規定に基づき、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場でございますので、この会議は地方自治法上の附属機関に当たらないということでございます。また、協議・調整の場でございますので、会議において調整がついた事項につきましては、それぞれ構成員の皆様方におかれましては尊重義務を負うこととされています。2つ目に先ほどもご説明させていただきましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項にて地方公共団体の長は、

総合教育会議を設けることとされています。この法律については、以後も出てきますので、法と略させていただきます。3つ目に法第1条の4第8項にて、協議・調整し合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行するとあり、4つ目に法第1条の4第2項にて、構成員は地方公共団体の長及び教育委員会とされています。次に5つ目として、法第1条の4第3項及び第4項にて、地方公共団体の長が招集することと、6つ目に教育委員会が協議を必要と思料するときは招集を求めることができるとされています。7つ目に先ほど合意いただきました要綱にて、緊急の場合は、地方公共団体の長と教育長のみで会議することも可能であるとしました。

2の協議・調整事項について、(1)の協議・調整すべき事項は3項目記載しました。1つ目に法第1条の4第1項にて、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議ということで、大綱については後ほどの議題で説明させていただきますが、今回の法改正で教育行政における地域住民の意向をよりいっそう反映させるという観点から、大綱は地方公共団体の長が策定することとなっております。この会議はその協議を行う場ということになっています。2つ目に法第1条の4第1項第1号にて、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策の協議が規定されています。ここでいう講ずべき施策とは、学校施設の整備など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が必要な事項や、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒の対応、総合的な放課後対策、子育て支援など、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項が想定される事項として記載しました。3つ目に法第1条の4第1項第2号にて、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議が規定されています。ここでいう講ずべき措置とは、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項や、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態などを想定される事項として記載しました。次に(2)の協議・調整すべきでない事項は、教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではないということで、教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項や日常の学校運営に関する些細な事項は、協議・調整すべきでない事項として記載しました。また、参考資料の法第21条で教育委員会の職務権限として、19項目規定されていますが、こちらも協議・調整すべき事項ではありません。

3の協議・調整の結果の尊重義務については、調整が行われ双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重することと、調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれぞれ判断す

るものとするのが、法で規定されています。

4の会議の公開と議事録の作成及び公表については、個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き会議を公開することと、地方公共団体の長は議事録を作成し公表することに努めることなどが、法で規定されています。

最後に総合教育会議のスケジュールですが、今年度は今回を含め3回の開催を予定しています。第2回目は、11月26日午後2時から、施策の大綱と教育に関する重要施策の検討を議題として予定しています。第3回目は、2月25日午後2時から、施策の大綱を議題として予定しています。また、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき事例が発生した場合、臨時に開催させていただきます。平成28年度は年2回程度開催を予定しています。

○市長

ただいまの事務局からの説明に対し、何かご質問はありませんか。

○構成員

—質問なし—

(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

○市長

質問がないようですので、次に、報告事項(2)「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」を、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

学校教育課長の石川です。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。今回、策定が義務付けられました教育に関する大綱と岩倉市において平成27年度、平成28年度の2か年で策定する予定の教育振興基本計画を、並列して説明させていただきます。

まず、1の法律上の位置づけですが、大綱については、改正されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、義務付けられたものです。教育行政における地域住民の意向を、より反映させるという観点から、地方公共団体の長が策定するという位置づけられています。範囲としましては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策とされており、先ほどの総合教育会議の中でも説明がございましたが大綱については、策定または変更するときには、総合教育会議において協議するものとなっています。

また、教育振興基本計画につきましては、根拠法令は「教育基本法」、策定主体は地方公共団体となっており、策定方法としては、国の教育振興基本計画の基本方針を参酌して定めるものとなっています。

続いて、2の大綱に関する文部科学省の考え方につきましては、昨年7月の文部科学省からの局長通知に示されたものです。

まず、(1) 定義ですが、大綱は教育等の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を、地方公共団体の長が地域の実情に応じて定めるもので、対象期間は4年から5年程度とされております。この期間につきましては、法律で定められていませんが、首長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑みて想定しているものでございます。

(2) 教育振興基本計画等との関係ですが、地方公共団体の教育振興基本計画の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができるとされております。

こうしたことを受けて、岩倉市では、平成27年度、平成28年度の2か年で策定を進めています(仮称)岩倉市教育振興基本計画の中の基本理念の部分を大綱として位置づけることを基本として検討していただきたいと事務局としては考えております。また、大綱の対象期間につきましては、岩倉市教育振興基本計画の対象期間を10年とし、中間年のところで見直しを図っていく考えであることから、5年と考えております。

教育振興基本計画の策定につきましては、今年度は岩倉市教育振興基本計画推進委員会を2回開催する予定にしておりまして、第1回の委員会を10月6日(火)に開催いたします。教育の現状や課題の把握のため、児童生徒、保護者、一般市民に対して10月中にアンケートを実施する予定です。アンケートや団体ヒアリングの結果、分析を行い、第2回委員会は来年2月の開催を予定しています。今年度中に大綱の策定を考えておりましたが、教育振興基本計画推進委員会の開始が10月となるため、11月26日(木)第2回総合教育会議では、策定状況の報告、そして第3回総合教育会議の中で、計画の骨子の素案を提示した上でご協議いただき、教育振興基本計画推進委員会のご意見等を踏まえながら、来年度の第1回総合教育会議で大綱の策定ができればと考えています。

大綱につきましてはの説明は以上でございます。

○市長

ただいまの事務局からの説明がありました。何かご質問はありますか。

○井上教育委員

岩倉市は、大綱は岩倉市教育振興基本計画の部分をあてるということで、この総合教育会議の中で協議するということですね。

○市長

これからの方向性として、この会議の中で検討していきます。

○井上教育委員

どのようなところで、教育振興基本計画を策定するのですか。

○教育子ども未来部長

岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例を今年の3月に制定しまして、それに基づいて委員会を設置し、その中で計画策定と今後の進捗管理を進めていきたいと考えております。岩倉市教育振興基本計画の部分をもって大綱とする予定としておりますので、この総合教育会議の中でお話をさせていただきながら、また、推進委員会の中で検討をしてきながら来年度に岩倉市教育振興基本計画の策定をしていく予定です。

○市長

他にございませんか。なければ次にいきたいと思います。その他について、事務局の方から何かございますか。

(その他)

○秘書企画課長

その他については特にございませぬ。次回の会議については11月26日午後2時からの開催でお願いしたいと思います。また改めてご案内いたします。

正午 閉会